

19 緊急通報・災害への備え

1 重度身体障害者等の緊急通報（ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業）

重度身体障害者だけの世帯の方で、緊急の事態が発生したときに、通報装置のボタンを押すと、24時間体制で助けを求めることができるサービスです。

1. 対象者	次のいずれにも該当する方 (1) 市内に住所を有している方 (2) 身体障害者手帳1・2級を所持する障害者だけの世帯 (3) 日常生活上、注意を要する状態にある方
2. 申請先	(市) 障害福祉課 ~ 市役所1階 ☎65-4147

2 聴覚障害者ファクス緊急通報システム


火災・救急時に電話による119番通報が困難な聴覚障害者の方が(市)障害福祉課へ登録いただくと、緊急時、迅速な対応が可能となります。(電話回線の契約内容によっては利用できない場合がありますので、あらかじめご確認ください。)

1. 対象者	市内在住の聴覚障害3級以上の方
2. 申請先	(市) 障害福祉課 ~ 市役所1階 ☎65-4147 FAX23-0179

3 とちぎ広域消防局Net119番通報システム

聴覚、言語、そしゃく機能の障害等により、音声による通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンなどの携帯端末を用いて、画面をタップしていく簡単な操作でインターネット回線を経由して119番通報ができます。

居住する範囲のみではなく、外出先や旅行先など、全国どこでも利用できるシステムです。

1. 対象者	十勝管内に居住、通勤又は通学している方であり、聴覚、音声、そしゃく機能の障害等により、音声による通報が困難な方。(登録制)
2. 申請先	とちぎ広域消防局 情報指令課 ~ ☎26-9127 FAX22-9119 ※帯広消防署又は各出張所でも受付を行っています。 ご使用の携帯端末から、直接申請していただくこともできます。 右記の申請用QRコードを読み込んでください。 ⇒⇒⇒ 

4 災害時要援護者支援制度

災害時に自力で避難することが困難な障害者や高齢者の方に、地域の方々に見守っていただく体制を整え、安否確認や避難誘導などの支援をいただくものです。

1. 対象者	① 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方 ② その他、療育手帳・精神保健福祉手帳の交付を受けている方 等 ※在宅で、避難することに支障がある方はどなたでも登録申請することができます。
2. 手続き方法	申請書に必要事項を記入のうえ、(市)危機対策課に郵送又は持参ください。 申請書は市役所のほかにもコミセン、川西・大正支所に用意しているほか、市のホームページからダウンロードできます。
3. 支援者	・各地域の「個別計画作成協議会」で協議され、地域支援者が決まります。 ・災害時は地域支援者の方も被災することがあります。この制度に登録することで災害時の支援が保証されるものではありません。 ※「個別計画作成協議会」がない地域の場合は協議会立上げ後となります。
4. 申請先	(市)危機対策課 ～ 市役所5階 ☎65-4103

20 その他の制度

1 車椅子の無料貸出(帯広市独自)

車椅子を一時的に必要とする方に貸し出ししています。

継続して必要となる場合は、介護保険の福祉用具貸与や障害者総合支援法の補装具をご活用ください。

1. 貸出対象者	市内に居住し、一時的に車椅子を必要とする方
2. 貸出期間・費用	3カ月以内(ただし、必要最小限の範囲で期間延長ができます。) 無料
3. 運送方法	申請された方が使用先まで運んでください。
4. 手続き方法	申請書を提出してください。 (申請者及び使用者の身分証明書を持参)
5. 申込・問合せ先	(福)帯広市社会福祉協議会 ～ 帯広市公園東町3丁目9-1 グリーンプラザ内 ☎27-2325

2 車椅子の列車(JR)内の持込

窓口へ申し出をすることによって、折りたためる車椅子をJRの列車内に持ち込むことが可能です。

【問合せ】JR帯広駅 ～ 西2条南12丁目 ☎23-8176